

子ども・子育て支援金の保険料（令和8年度）

令和8年4月保険料(5月に給与天引き)より支援金を拠出いただきます。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料率(支援金率)は0.23%です。

※ 支援金額(月額)は、標準報酬月額×支援金率になります。

※ 基本的に支援金額の半分を企業のみなさまに拠出いただきます。

※ 賞与からも支援金を拠出いただきます(標準賞与×支援金率)。

給与明細で分けて記載しないとイケないの？

保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、本制度が社会全体で子どもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細にその内訳を記載する取組についてご理解・ご協力をお願いします。

【子ども・子育て支援金制度に係る広報資料の送付について（別添3）】 <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T260216S0113.pdf>

令和8年4月1日より適用

治療と就業の両立支援指針

令和8年4月1日より施行される本指針は、労働施策総合推進法第27条の3に基づき、治療を受ける労働者の治療と就業の両立を支援するための措置に関する重要事項を定めています。

環境整備と支援の進め方

環境整備の4つの柱

- ・基本方針の表明と周知
- ・研修による意識啓発
- ・相談窓口の明確化
- ・制度・体制の整備

具体的な制度例

- 休暇制度:時間単位年休、傷病休暇
- 勤務制度:時差出勤、短時間勤務、在宅勤務、試し出勤

ステップ1	労働者からの申出と情報収集
ステップ2	産業医等による意見聴取
ステップ3	就業継続の可否判断とプラン作成
ステップ4	実施とフォローアップ

長期休業が必要な場合は、休業開始前の対応、休業中のフォローアップ、職場復帰の可否判断、職場復帰支援プランの作成・実施という流れで進めます。治療後の経過が悪い場合や業務遂行に影響を及ぼす状態が継続する場合、疾病が再発した場合にも、状況に合わせて柔軟に対応することが重要です。

高齢者の労働災害防止のための指針

労働安全衛生法第62条の2第2項の規定に基づき、「高齢者の労働災害防止のための指針」が公表され、令和8年4月1日から適用されます。

事業者が講ずべき5つの主要措置

安全衛生管理体制の確立

経営トップの方針表明、安全衛生委員会での審議、リスクアセスメントの実施

職場環境の改善

照度確保、手すり設置、段差解消、補助機器導入等による身体機能低下への対応

健康・体力状況の把握

定期健康診断の実施、体力チェックの継続的実施、個人差への配慮

状況に応じた対応

就業上の措置、適切な業務マッチング、治療と就業の両立支援

安全衛生教育

高齢者向け教育の充実、管理監督者への教育、危険感受性の向上

【厚生労働省「治療と就業の両立支援指針」】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260210K0040.pdf>

【厚生労働省「高齢者の労働災害防止のための指針」について】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001655174.pdf>

NSRにゅーすのバックナンバーはこちらのURLへ→

<https://nsr-j.com/>

特定社会保険労務士 中島康之